

# 糸魚川市駅北大火からの 復興まちづくり②

糸魚川市駅北大火復興情報サイト  
HOPE 糸魚川



新潟県糸魚川市産業部復興推進課復興係長 渡辺 茂

## 1. はじめに

平成28年(2016年)12月22日発災の糸魚川市駅北大火(以下「大火」と表記)からの復旧・復興に際し、全国の皆さま、関係機関より多大なご支援を賜っていることについて、改めてお礼申し上げます。

大火の概要と復興まちづくり計画における各種の取組概要については、本誌2018年9月号(No.72)においても紙面を頂戴し、紹介させていただいていますが、本稿では、その後の被災地の様子と復興事業を進めてきたなかで出てきた課題、今後のまちづくりの展望等について紹介させていただきます。

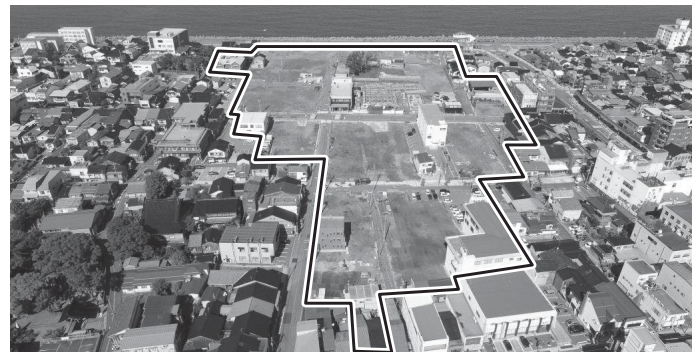


写真 1-1 2017.10.17 撮影 (大火 10 か月後)

## 2. 大火被災地の今

写真1-1は、建物基礎部分を含む全てのガレキ撤去を終えるとともに、復興まちづくり計画に基づいた区画整理事業等による敷地割や市道の拡幅路線も決定したことで、住宅や事業所の再建が可能となった約10か月後の写真です。

写真1-2は、大火からは2年4か月後ですが、一面が更地の状態であった写真1-1から起算すると約1年半の期間となります。このような短期間で被災地内での再建を希望する方の住宅・事業所が、ほぼ建ち揃ったわけですが、この背景には被災者への資金面での支援があります。

一つは、全国の皆さまからお寄せいただいた多くの義援金、もう一つは被災者生活再建支援金です。特に後者については、一定の規模以上の自然災害を対象に最大400万円(県・市制度分100万円を含む)が支給されるものですが、今回の大火

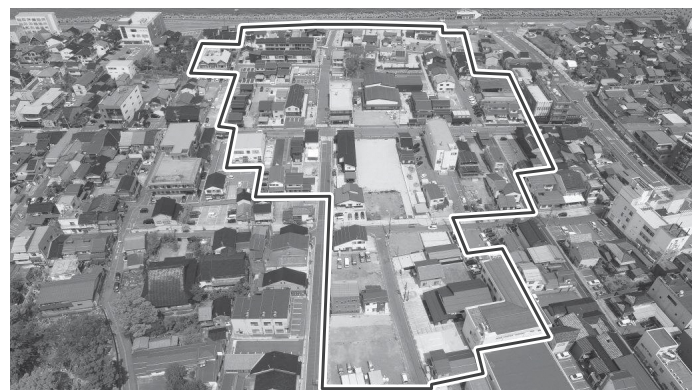


写真 1-2 2019. 4.23 撮影(大火2年4か月後)

では、震災に起因しない火災としては初めて適用いただいております。短期間での住宅・事業所再建の大きな後押しとなっています。

### 【被災者の状況(令和元年9月1日現在)】

①被災者(大火時に実際に居住していた方)の再建意向 108世帯 223人中

(1)被災地内 69世帯 138人

(2)被災地外 35世帯 65人

※ほかは、市外転出・大火後における病気等での死亡等

## ②被災事業所の再建意向：56 事業所中

(1) 被災地内 22 事業所

(2) 被災地外 24 事業所

※ほかは、廃業等

しかしながら、上記のとおり大火を機に、居住者では3割強(①-(2)の割合)、事業所では4割強(②-(2)の割合)の方が被災地外での再建を選択されており、大火発生前に比べると、居住者・事業所ともに大きく減少している状況です。

居住者に関しては、民間アパート等において地区外からの新規居住者も少なからず見られる状況ですが、事業所については現時点において、新規開業や事業所の開設の動きは見られていません。

## 3. 主な復興事業の取組状況と課題

このような被災者の早期再建に向けた支援と合わせ、大火以降、取り組んできた復興市営住宅、市道拡幅、防災広場(以下、条例上の「市民公園」と表記)の整備も昨年度末で概ね完了しています。

ここからは、これら事業の現状と課題等を記述させていただきます。

### ①市道の拡幅

災害時における避難路の確保や緊急車両の円滑な通行を目的に道路幅員を原則6メートル確保する拡幅改良事業を約1.2Kmにわたり実施しました。

また、道路幅員が全体的に広がったことで、安全に歩行できる路側帯も確保できるため、視覚



写真2 両側路側帯を石畳風に美装化(開粒度ASにセメントミルク浸透後カッター処理)・手前に復興版デザインマンホール蓋

的にも歩行空間と認識でき、街なみ景観の形成にも資する道路美装化事業もあわせて実施しています。

道路美装化については、整備後において「何の目的かわからない」「やってある所とない所の違いは?」などの声も耳にするところですが、後述する市民公園や再建した酒蔵等の老舗事業所、新幹線駅と日本海展望台等をつなぐ回遊のシナリオを作っていくことで、住む人にも訪れる人にも高質な歩行空間となることを周知していく必要があります。

### ②市民公園(防災広場)の整備

火災の燃え広がりを防ぐとともに、他の災害時にも一時的に避難できる場所として被災地内8箇所に防災広場を整備しました。



写真3 日本海沿いの大町潮風市民公園

有事における使用もさることながら、住民や来街者の憩いの場、市街地におけるにぎわい創出の場としても活用していただきたいと考えており、今後は、そうした活動を促したりコーディネートしたりする主体を育てていくことが重要です。

### ③範囲を限定した土地区画整理事業

今回、各種の復興事業を進めていく過程において、再建意向があるものの従前の所有敷地が狭小で買い増しが必要な方や各種復興事業の用地に充てるための「種地」として、被災地から転出される方のうち市への譲渡を希望される方の土地を市(土地開発基金)が取得するという方法を用いました。

また、被災地を10ブロックに分け、敷地再編意向のあった5ブロックで土地区画整理事業を行ったことや、市で取得した「種地」を通常の土地区画整理事業における「減歩」に充てることで土地所有者の供出(負担)を無くした事も早期の再建や事業進捗につながった要因であると考えて

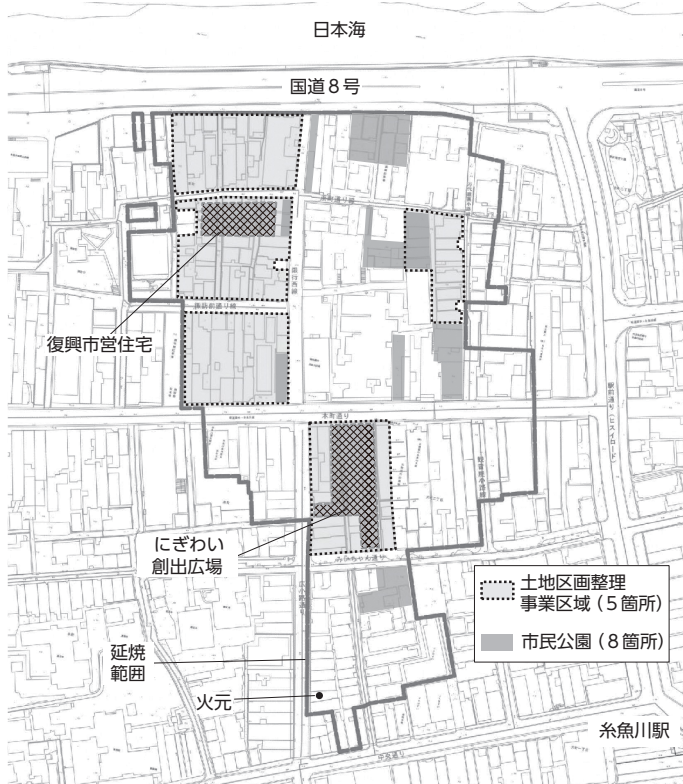


図1 土地区画整理事業と市民公園位置図

います。

ブロック分けにより関係権利者が少なくなることで、合意形成に要する時間が短縮できるというメリットがある反面、被災地全体で見た場合の効率的な土地活用ができないというデメリットがあります。

前述の市民公園は、こうした背景もあって位置や形状が様々になっている訳ですが、これを逆手にとり、点在する公園間を前述の道路美化等のネットワークでつなぎつつ、地区の行事や販売・展示等の催し等にも利用いただくことで、歩きたくないまちなかにもつながっていくものと期待しています。

#### ④ 駅北復興住宅の整備

高齢や敷地条件等の理由により戸建再建を断念された方から入居いただくための市営住宅を整備し、今年4月から供用を開始しています。18世帯分の居室に加え、近隣住民の方も気軽に立ち寄りのできる交流スペース、市街地だけでなく市域の多くをカバーする訪問医療診療所も併設しています。

交流スペースについては、まだ住民主体で活用される域には及んでいませんが、併設する診療

所などと連携した健康づくり教室などの展開も想定しており、被災地域のコミュニティを育む場としての役割も担っていただければと考えています。



写真4 周囲の景観と耐火性能に配慮した木造住宅

#### ⑤ 雁木の再生と街なみ景観の形成

被災地内の中央を東西に横切る本町通り沿いは、かつての加賀街道であり、古くから通り沿いに雪よけの庇（雁木）が建ちそろう街なみを形づくってきました。

現在ある雁木は平成5年度に商店街の共同事業として整備されたものですが、今回の大火ではその多くが焼失しました。復興まちづくり計画では、雁木の再生をシンボリックな事業として位置付け、被災者や商店街と景観不燃化ガイドライン等を作りながら再建に向けた取組を進めてきましたが、道路沿いに駐車帯を設ける例が散見されるほか、



写真5 母屋と一体で再建された雁木（上）と 駐車帯を設けつつ独立して再建された雁木（下）

雁木の設置自体について、もう少し様子を見たいという方が多い状況です。

今年度、通りに面する公園等には市がモデル的に雁木を整備することとしており、実際に目にさせていただくことで、雁木再生に向けた気運を高めていきます。

#### ⑥にぎわい創出広場の整備

被災地中央に位置し、土地区画整理事業で集約した場所に、にぎわい創出広場を整備します。広場を使って活動してみたいという方との意見交換をふまえ、冬季でも天候を気にせず屋内外一体で使える建物付きの広場として来年度の供用を目指し工事を進めています。

屋内外のオープンスペースとキッチンからなる広場は市民の交流や活動を促し、まちづくりに関わるきっかけの場にしていきたいと考えています。このため、単に施設を管理するだけでなく、



図2 にぎわい創出広場イメージスケッチ

市民や活動団体等を幅広くコーディネートできる企業・団体に管理運営を委ねるべく、事業者の選定もあわせて進めているところです。

## 4. 終わりに

以上、主な復興事業の取組について記述させていただきました。総論としては、基盤整備（ハード）の部分が概ね整った段階であり、それらを生かした活動（ソフト）の部分をいかに展開していくかという局面に変わってきたものと感じています。

本来、行政課題や住民ニーズ等、やりたい「コト」が先にあって、それらを形にしたものが施設等の「モノ」であるべきなのですが、兎角、災害復興という時間軸の中では、「モノ」いわゆるハードが先行してしまう状況が生まれがちです。

当市の復興現場においても、喫緊の対応であった個人の「生活再建」と中長期的視野に立った「市街地復興」との間で、それぞれに対する思いや時間軸のズレなどが、少なからず表面化しているのではないかと感じることもあります。

こうしたことから、時間的に余裕のある平時においてこそ、「自分たちの住むまちをどのようにしていきたいのか」という話し合い（復興まちづくりイメージトレーニング）をしておくことが、自然災害が頻発する昨今、益々重要になってくるのではないのでしょうか。

(わたなべ しげる)